

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

申立期間当時、同居していた父が国民年金の加入手続を行い、その時にまとめて保険料を納めたと聞いている。また、妻の保険料も父が納付していたが、妻は申立期間と同期間納付済みとなっているので、私の記録のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「同居していた父が国民年金の加入手続を行い、その時にまとめて保険料を納めたと聞いている。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 4 月に払い出されており、申立期間直後の 46 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料は、同年 4 月にまとめて納付されていたことが確認できるとともに、この時点で申立期間は納付が可能な期間である。

また、申立人は申立期間当時、父が妻の分の保険料も納めていたと供述しており、その妻は、申立期間と同期間について納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間の 9 か月のみである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年5月22日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年5月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,900円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月22日から26年4月16日まで
戦中から戦後にかけて、A社（現在は、B社）に勤務していたが、その一部しか厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和23年5月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日に係る記載は無く、当該被保険者記録は現在、未統合記録となっている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、当該被保険者名簿と同様、昭和23年5月22日に当該事業所において資格取得した記録が確認できることから、当該未統合記録は、もともと申立人の記録として管理されていたことがうかがえる。

また、資格喪失日については、B社では、申立人に係る昭和23年5月22日付け資格取得届は保管しているものの、これに対応する資格喪失届は見当たらないとしており、ほかに確認できる資料が見当たらないことから、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、標準報酬月額の改定に係る記載が確認でき、申立人がその時点まで在籍していたことが推認できる同年12月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人に係るものであると

認められることから、当該事業所の事業主は、申立人が昭和23年5月22日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に被保険者資格を喪失した旨の届を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和23年5月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは3,900円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年12月1日から26年4月16日までの期間については、申立人は、当該期間における勤務状況についての記憶が曖昧であり、当時の同僚からの証言も得られない上、ほかに当該期間における保険料控除の有無を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年8月21日については51万円、同年12月25日及び16年7月29日については52万円、同年12月29日については53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月29日
④ 平成16年12月29日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、A社が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年8月21日については51万円、同年12月25日及び16年7月29日については52万円、同年12月29日については53万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年8月21日については47万2,000円、同年12月25日については46万1,000円、16年7月29日については48万2,000円、16年12月29日については48万1,000円、17年7月29日については48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月29日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年7月29日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤について、A社が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年8月21日については47万2,000円、同年12月25日については46万1,000円、16年7月29日については48万2,000円、16年12月29日については48万1,000円、17年7月29日については48万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月4日から46年2月28日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年2月4日に、資格喪失日に係る記録を46年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45年2月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から46年1月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月21日から46年3月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社で勤務していた期間が抜けていた。給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間のうち、昭和45年2月4日から46年2月27日までA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の申立期間当時の総務課長は、「申立人について、間違いなく社会保険の加入手続を行っており、保険料を給料から控除していた。」と証言している上、当該総務課長が所持している当該事業所の在籍者名簿に記載されている当時の従業員のはほぼ全てが、当該事業所又は関連事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録から確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に当該事業所において厚

生年金保険被保険者となった同僚の記録及び申立人に係るB社における昭和46年3月のオンライン記録から、45年2月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から46年1月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年2月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和45年1月21日から同年2月4日までの期間及び46年2月28日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録が確認できず、ほかに当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日から同年4月1日まで
② 平成20年8月1日

申立期間①について、平成20年4月1日付けでA社BからA社Cに異動したが、厚生年金保険の加入記録では1日空いている。継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、平成20年8月1日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人の所持する給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（平成20年4月1日にA社BからA社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる平成20年3月分の厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主がオンライン記録どおりの資格喪失日に係る届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、平成20年8月1日にA社から給与の支払を受け、当該期間において20万7,000円の標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該給与に係る給与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 52 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生だったので、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を支払ってくれていた。このことは当時両親から聞いていたし、私の妹も、同様に 20 歳から国民年金に加入し、保険料を両親に払ってもらっていたので、私の分だけ払われていないはずはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月頃に、その両親が申立人に係る国民年金加入手続きを行い、保険料については、市の集金人を通じて納付していたと主張しているが、その母親から聴取しても、当時の記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月に払い出されており、この時点で申立期間の保険料は過年度となることから、市の集金人を通じて納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の妹についても、20 歳到達時の昭和 57 年*月ではなく、58 年 4 月に国民年金に任意加入したことがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立期間に申立人の両親が、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月

昭和 57 年*月に 20 歳になり、翌月に就職したが、同年 3 月の国民年金保険料が未納となっている。当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親が行ってくれたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親が行ってくれたとしているが、その母親から聴取しても、当時の記憶は曖昧であり、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その番号からみて平成 3 年頃に払い出されたものであることが推認できるとともに、申立人は、同年 10 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、これ以降に加入手続が行われたと考えられるところ、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 3 月に退職した後、A 町（現在は、B 市）又は C 町のいずれかの役場において、国民年金の加入手続を行った。保険料については、その後、C 町の実家で家事手伝いをしながら、納付したと記憶しているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に勤務先を退職する際、退職後は国民年金に加入するよう勧められたため、A 町又は C 町の役場で加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 7 月 10 日に D 市で払い出されており、A 町、C 町及びその後に居住したとする E 県 F 区のいずれにおいても、申立人に係る手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、上記払出しの時点で、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日まで遡って第 3 号被保険者となったことが推認でき、申立期間については、任意加入期間であることから、制度上、遡って加入することができない。

さらに、申立人から聴取しても、加入手続に係る記憶は曖昧であり、保険料納付についても具体的な記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年1月まで

大学を卒業した平成6年の4月から6月頃に、母親が町役場に出向き国民年金への加入手続をしてくれた。町役場職員から、3年間遡って加入できると聞いたので、妹も一緒に加入手続を行い、保険料については、加入手続時に渡されたメモ用紙に基づき、後日、町役場内の金融機関の窓口で一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が大学を卒業した平成6年の4月から6月頃に、A町（現在は、B市）役場で、申立人及びその妹の国民年金加入手続を行ったとしているが、戸籍の附票によると、当時、申立人の住民票は、C市又はD市にあったことが確認できることから、同町において、申立人の加入手続をすることはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月にA町で払い出されており、その妹の手帳記号番号も同町において、申立人より約400番後に払い出されていることから、その母親が申立人の加入手続を行ったのは、同年2月頃であり、妹については、その後に行ったものと考えられるため、申立人の主張とは相違する。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の直後である平成6年2月から7年3月までの保険料は、上記加入手続後の8年3月8日に納付されていることが確認でき、これはこの時点で納付可能な期間を最大限遡って納付したものであると認められることから、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人の母親が、申立期間について、国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 865 (事案 588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知が届いたが、私は、昭和 40 年 5 月 31 日に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたはずである。国民年金手帳では、資格取得日が 41 年 4 月 8 日となっているが、訂正された形跡があり、そもそも会社を退職して 1 年間も手続に行かないとは考えられない。第三者委員会の判断結果に納得がいかないので、再度、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 5 月に払い出されており、任意加入被保険者は遡って資格取得することができない上、申立人が所持している国民年金手帳に記載された資格取得年月日は、当初、40 年 6 月 1 日と記載された形跡があるものの、41 年 4 月 8 日に訂正されており、40 年度の「国民年金印紙検認記録」欄を見ても、検認印は押されておらず、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿ともに、資格取得日を訂正した形跡が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 29 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、「国民年金手帳の資格取得日が訂正されており、検認印欄も昭和 40 年度から作成されているので、不自然な記録だと思う。」として、再申立てを行っている。

しかしながら、前回申立て時の判断理由のとおり、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 5 月に払い出されていることから、この時期に加入手続が行われたと考えるのが自然であ

る。

また、この時点において申立人の夫は共済年金の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入被保険者となるため、加入手続を行った日が資格取得日となることから、申立人が所持する国民年金手帳において、昭和 41 年 4 月 8 日が資格取得日とされていることに不自然さは見られない。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料納付に係る具体的な記憶は無いとしていることから、昭和 41 年 4 月以降に、申立期間の保険料を遡って納付した可能性はうかがえない。

なお、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日は、当初、「昭和 40 年 6 月 1 日」と誤って記載された形跡があるものの、申立人から聴取しても、いつ訂正されたか分からないとしており、昭和 40 年代に使用されていた市の国民年金被保険者名簿でも、資格取得日は 41 年 4 月 8 日となっていることなどから、当該国民年金手帳の記載内容のみをもって申立期間の保険料を納付したと認めるのは困難である。

加えて、申立人は、再申立てに当たり、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月12日から同年4月1日まで
② 昭和19年4月1日から20年1月1日まで
③ 昭和20年1月1日から同年2月1日まで
④ 昭和20年8月31日から21年1月1日まで

申立期間①の始期の昭和19年1月12日にA社B事業所に赴任し、同社C養成所D寮に入寮した。申立期間②の始期の同年4月1日より、養成所生徒として同社E事業所で勤務し、申立期間③の始期の20年1月1日より、同社F事業所社員としてF事業所所属社員全員の給与、手当等の支給計算など事務の仕事に従事していた。特に申立期間④の終戦後は退職社員の退職金の計算事務で多忙を極めたことを覚えているので、厚生年金保険の加入期間が欠落しているのは納得がいかない。調査の上、申立期間①、②、③及び④について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は事務職であったとしているところ、制度上、事務職に従事する男子が厚生年金保険の適用となったのは同年10月1日からであることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者となることができなかった期間である。

また、申立期間②のうち昭和19年10月1日以降の期間については、申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人がA社E事業所に勤務していたことは推認できるが、当該工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、同僚として名前が挙げられた2名の同級生についても、その名前を確認できない。

さらに、厚生年金保険料が給与から控除されていたことについても、申立

人は具体的な記憶を有していない。

このほか、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人が所持している辞令によると、昭和 20 年 1 月 1 日付けで、A社F事業所に赴任したことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日は昭和 20 年 2 月 1 日であることが確認でき、それはオンライン記録と一致する。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和 20 年 2 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④について、健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、A社F事業所は、昭和 20 年 8 月 31 日に適用事業所でなくなった後、21 年 1 月 1 日に再度適用事業所となっていることが確認でき、申立期間④においては適用事業所でなかったことが認められる上、申立人が所持している 20 年 8 月分から同年 10 月分の給料差引明細書において、控除項目に厚生年金保険料の欄は無いことから、厚生年金保険料が控除されていなかったことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人は、当該事業所において昭和 20 年 8 月 31 日に資格を喪失し、21 年 1 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から12年4月1日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間については、年俸700万円から800万円程度の雇用契約で、毎月60万円以上の給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が低い金額となっている。銀行口座の取引明細表を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する銀行取引明細表から、申立期間のうち、平成7年6月から12年3月までの分のA社から支給された毎月の給与の手取額は、おおむねオンライン記録上の標準報酬月額よりも多い金額となっていることが確認できるものの、給与明細書等が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、事業主は、「申立期間当時、年俸制の社員の給与については、年俸額を基本年俸分と賞与相当分に分け、それぞれを12等分し毎月支給していた。また、そのうち、基本年俸分の金額に基づき、健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額を算定していた。」としている上、事業主が保管する申立人に係る平成4年9月分の給与明細書を見ると、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、事業主が保管する平成3年における厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書と、8年及び11年における厚生年金基金加入員標準給与決定通知書を見ると、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所が加入するB基金が保有する厚生年金基金の記録を見ると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 11 月 30 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

当該事業所で、私は、顧客を現地に案内するための乗用車の運転業務を行っていた。当該事業所において厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚及び申立人の妻の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所において、申立人と同様の運転業務を行っていたとする複数の元同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者としての記録はオンライン記録上確認できず、そのうちの一人は、「私は、当該事業所に勤務していた期間は国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録からも国民年金に加入していたことが確認できる。

また、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。加えて、当該事業所は既に解散しており、事業主の所在も不明であることから、事情を聴取することができない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月まで
ねんきん定期便により厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A社で勤務した記録が抜けている。同時期に入社した私の友人には記録があるのに私に記録が無いことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の同僚は、いずれも実際に勤務した期間よりも厚生年金保険の加入期間が短いと回答している。

また、当該事業所は、「全部ではないと思うが当時の厚生年金保険被保険者資格取得届の控えが見つかった。しかし、その中に申立人の氏名は確認できなかった。」としている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 5 日から 34 年 1 月 5 日まで
年金記録によると、A社では昭和 34 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになるが、33 年 1 月 5 日から当該事業所で働き始めたこと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚に関する供述から、申立人が、申立期間の一部について、A社に勤務していたことは推認できるものの、照会をした同僚は「申立人を覚えていない。」又は「申立人がいつから勤務したかは覚えていない。」と回答していることから申立人の勤務期間を特定することはできなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 34 年 1 月 5 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該名簿によると、申立人が資格取得した昭和 34 年 1 月 5 日から同年 2 月 10 日までに資格取得した者が 5 人確認でき、厚生年金保険の記号番号も連番で管理されているところ、申立人は「この中には、自分が入社する前から働いていた人もいれば、後輩もいる。」としており、申立人と資格取得日が同じ記録となっている同僚の一人は「昭和 30 年から働いていたが、厚生年金保険にはすぐには加入していなかったと思う。」と証言している。

加えて、当該事業所は現存しているものの、当時の資料は残っていないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月 17 日
⑤ 平成 17 年 7 月 8 日
⑥ 平成 17 年 12 月 9 日
⑦ 平成 18 年 7 月 7 日
⑧ 平成 18 年 12 月 11 日

申立期間①及び②について、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額になっていた。正しい記録に訂正してほしい。

申立期間③から⑧までについて、賞与を支給されたが、年金の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録はいずれも遡及して訂正された形跡が無く、不自然さは見受けられない。

また、当該事業所は既に社会保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び事務担当者の連絡先は不明で照会することができず、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社及びD社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行っていたことが確認できる。

また、C社によると、「届出した標準報酬月額を基に保険料を計算して、給与から控除していた。」としている。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、E社が保管している賞与支給一覧表を見ると、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人が事業主から賞与の支払いを受けていることは確認できるものの、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間③については賞与の支給は行っておらず、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、いずれも賞与支給額が大幅に減ってしまい、そこから保険料を控除すると更に手取り額が減ってしまうため保険料は控除しなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①から⑧までについて、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 24 日から 31 年 6 月 27 日まで
昭和 29 年 4 月 24 日から A 社 B 出張所で勤務したが、年金記録では 31 年 6 月 27 日から厚生年金保険の被保険者となっている。約 3 年間勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 9 か月しか無いのは納得できないので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間の一部について、A 社 B 出張所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務開始時期を覚えている同僚はいないため、申立人の勤務期間を特定することはできなかった。

また、当該事業所は昭和 32 年 3 月 8 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主及び事務担当者の連絡先は不明で照会することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人の資格取得日は昭和 31 年 6 月 27 日となっており、オンライン記録と一致している上、複数の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。